## 本号で公布された法令のあらまし

**◇空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令**（政令第五〇号）（国土交通省）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二六年法律第一二七号）（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二七年二月二六日とし、同項ただし書に規定する規定の施行日は同年五月二六日とすることとした。

**◇東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令**（政令第五一号）（厚生労働省）

1　東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定による改正前の介護保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二六条の規定による改正前の介護保険法第四八条第一項第三号の指定に係る権利利益について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二七年二月二八日から平成二七年八月三一日に延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第五二号）（総務省）

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九六号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

**◇放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第五三号）（総務省）

関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備をすることとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九六号）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

**◇放送法施行令の一部を改正する政令**（政令第五四号）（総務省）

1　会社法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九〇号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行することとした。

# 政　令

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第五十号**

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十七年二月二十六日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年五月二十六日とする。

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第五十一号**

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十七年二月二十八日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第五十二号**

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三